

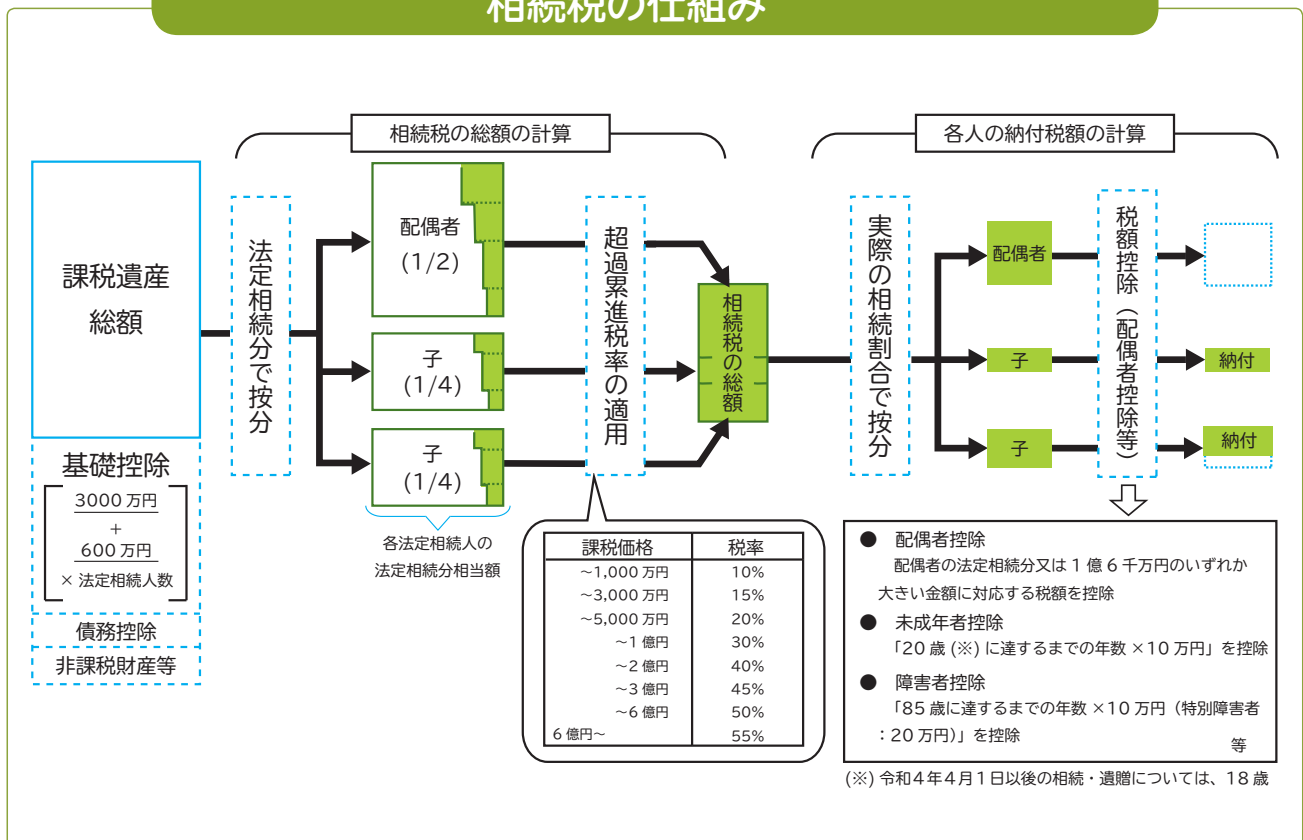
4. 「相続税」と「贈与税」を知ろう

1 相続税について

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、**資産の再分配**を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価の上昇に伴い引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課されるのは、亡くなられた方の4%程度に低下し、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。

相続税の仕組み



1

2

3

4

5

6

7

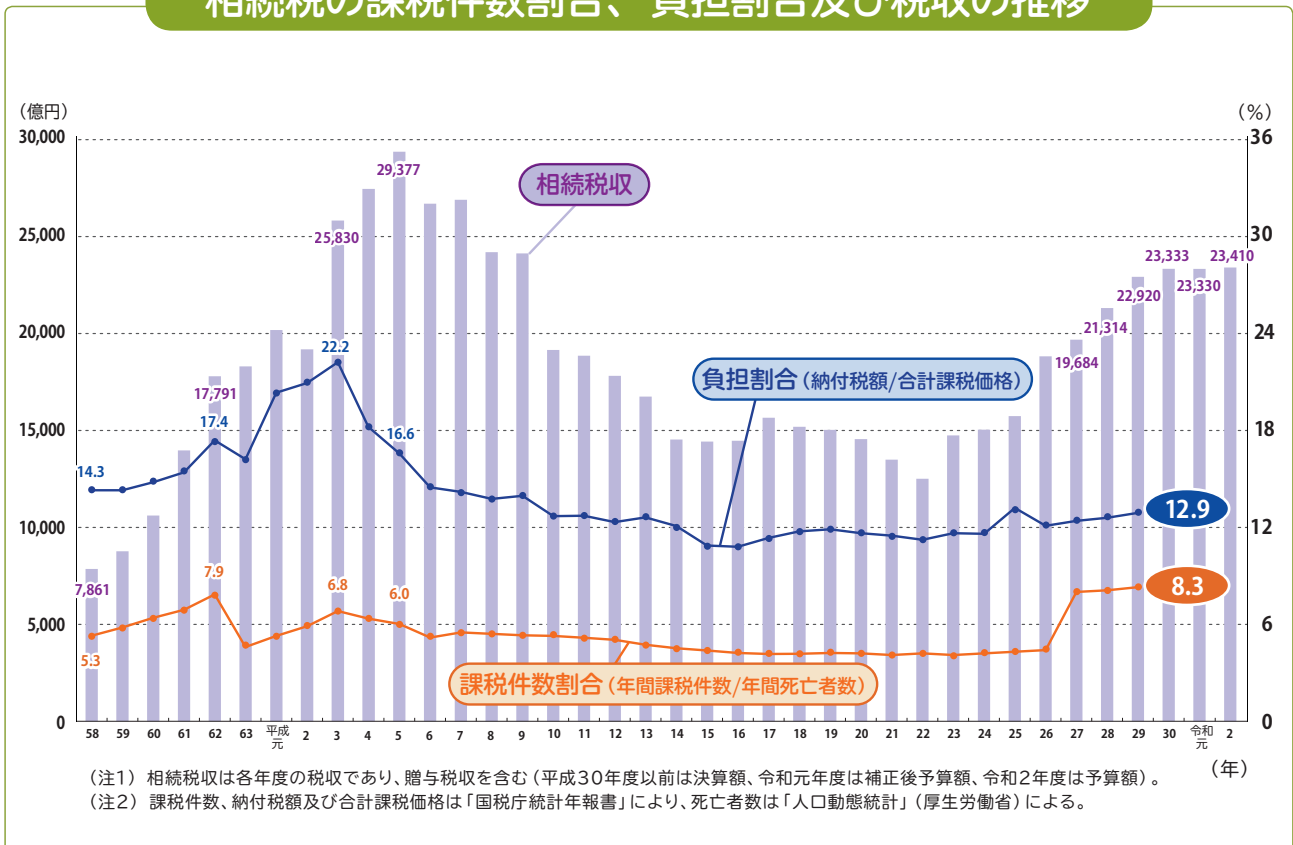
8

こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しが行われました。

最近における相続税の税率構造・基礎控除等の推移

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正(現行) (平成27年1月1日以降適用)
税率構造	5億円超 (最高税率75%) 14段階	5億円超 (最高税率70%) 13段階	10億円超 (最高税率70%) 13段階	20億円超 (最高税率70%) 9段階	3億円超 (最高税率50%) 6段階	6億円超 (最高税率55%) 8段階
基礎控除	2,000万円 + 400万円×法定相続人数	4,000万円 + 800万円×法定相続人数	4,800万円 + 950万円×法定相続人数	5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数	同左	3,000万円 + 600万円×法定相続人数
地価公示	昭和58年 100	昭和62年 157.1	平成3年 336.8	平成5年 244.1	平成14年 80.7	平成25年 69.6

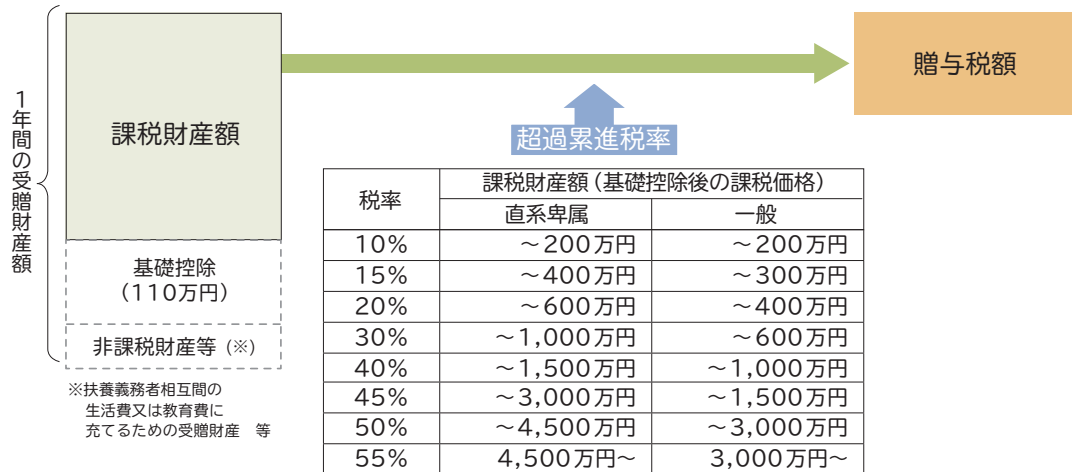
相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移



2 贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。

1. 暦年課税の仕組み



昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に繋がるといった点が期待されます。

こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する**相続時精算課税制度**を導入しています。

2. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、 1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	①贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 ×20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額 (贈与時の価額) を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額 100万円は還付	無税

相続時精算課税制度を選択できる場合 (暦年課税との選択制)

贈与者：60歳以上の者
受贈者：20歳(※)以上の贈与者の直系卑属である推定相続人及び孫
※令和4年4月1日以後の贈与については18歳

合計納税額 0円 1,036万円

